



新潟県



発行 新潟県

第61号

令和元年12月3日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 696 救急病院等の指定 (医務薬事課)
- 697 保安林の指定予定 (治山課)
- 698 建設業法による許可の取消し (監理課)
- 699 海岸保全区域の変更 (河川管理課)
- 700 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 701 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 702 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

公 告

- 新潟県スポーツ賞の表彰 (スポーツ課)
- 特定調達契約の落札者等 (出納局会計検査課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施 (病院局経営企画課)

企業局公告

- 特定調達契約の落札者等 (企業局施設課)

告 示

◎新潟県告示第696号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。
令和元年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 三条総合病院
- 2 所 在 地 三条市塚野目5丁目1番62号
- 3 有効期間 令和2年3月5日から
令和5年3月4日まで

◎新潟県告示第697号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県五泉市上戸倉字野出1669から1672まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び五泉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第698号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和元年10月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社大塚工業
大塚 信行
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市上塩1208-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第17375号
- 5 処分の内容 左官工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年10月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年10月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社双葉電気工業
種村 英明
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区弥生町1-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第15010号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年10月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
今井組
今井 吉巳
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市森町1523
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第16426号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和元年9月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社廣兼工業
廣兼 雄司
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字寺島1-13-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第41888号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年10月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社河村組
河村 八郎
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市吉田矢作6700
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-27)第5142号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年10月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社クリエイト
渡邊 義和
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市丑1756
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第43405号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年10月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社タカマル
高橋 克幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区船戸山5-8-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第14307号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和元年10月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北澤建築
北澤 学
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区つくし野1-15-22
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44787号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年10月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟配電工事株式会社
倉嶋 勝廣
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区城所1-10-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第4675号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年10月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新電エンジニアリング
神初 昭伸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区南笹口2-1-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44428号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年10月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
河内工務所
河内 一憲
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中野西丙470
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第21325号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

令和元年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年9月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社カノエユニティ

高見 誠

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区河渡庚228-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第40807号

5 処分の内容 とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年10月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

安田瓦産業協同組合

星野 誠一

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市保田6090-94

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第13130号

5 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年10月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年9月30日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社草野組

草野 道治

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区栄2632

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第15972号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年9月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年9月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社勇志興業

小林 一郎

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区堀掛275
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第38783号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年9月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年9月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社渡辺組
渡辺 正人
 - 3 主たる営業所の所在地
北蒲原郡聖籠町大字網代浜2473-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39266号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、板金工事業、熱絶縁工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年9月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年9月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社シンエー
池田 謙太郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区笹山東113-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第43033号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年9月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年8月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
山北開発有限会社
本間 久
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市勝木554-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42664号
 - 5 処分の内容 土木工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年8月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年10月2日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
日南
関 信秀
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市水尾220-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45684号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年9月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第699号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定(平成18年8月22日新潟県告示第1238号)を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 海岸名 両津海岸 両尾・羽二生地区海岸

- 2 指定区域

地点0~15、15-1、16、16-1、16-2、16-3、17、17-1、17-2、18、19、19-1、20~23、24-1、25-1、26、26-1、26'、27'、27-1、27、28-1、29-1、30、30-1、31、32、32-1、33、33-1、33-2、34~36、36-1、36-2、37、37-1~37-3、38、38-1、38-2、39、39-1、40~57、57'、45'、44'、42'、41"、41'、39'~30'、29"、29'、28'、25'~18'、16'、4'、0'を順次結んだ線及び、0と0'を結んだ線に囲まれた区域。

ただし、二級河川両尾川の河川区域を除く。

- 3 指定年月日 令和元年12月3日

番号	地	点	標 杭	番 号	地 点		
					起 点	方 向	距離(m)
0	佐渡市椎泊	30番地先	NO. 0	NO. 0'	NO. 0	355-42-00	150.00
1	佐渡市両尾	2038番地	NO. 1				
2	"	2032-1番地	NO. 2				
3	"	2032-1番地先	NO. 3				
4	"	2032-2番地先	NO. 4	NO. 4'	NO. 4	359-32-05	150.00
5	"	2032-2番地	NO. 5				
6	"	2029-1番地	NO. 6				
7	"	2028-1番地	NO. 7				
8	"	1963番地	NO. 8				
9	"	1965番地	NO. 9				
10	"	1966番地	NO. 10				
11	"	1966番地先	NO. 11				
12	"	1958-1番地	NO. 12				
13	"	1958-1番地	NO. 13				
14	"	1957-2番地	NO. 14				
15	"	1955-2番地	NO. 15				
16	"	1949-3番地	15-1				
17	"	1949-5番地	NO. 16	NO. 16'	NO. 16	001-02-41	323.68
18	"	1949-5番地先	16-1				
19	"	1945-1番地先	16-2				
20	"	1946-5番地先	16-3				

21	"	1946-5番地先	NO.17	NO.16'	NO.17	347-12-19	289.43
22	"	1946-6番地先	17-1				
23	"	146-3番地先	17-2				
24	"	146-5番地	NO.18	NO.18'	NO.18	353-25-42	193.85
25	"	146-5番地	NO.19	NO.19'	NO.19	353-10-12	181.21
26	"	142番地先	19-1				
27	"	140-1番地先	NO.20	NO.20'	NO.20	353-25-41	201.87
28	"	140-1番地先	NO.21	NO.21'	NO.21	353-25-42	196.76
29	"	123-1番地先	NO.22	NO.22'	NO.22	353-25-43	161.12
30	"	122-1番地先	NO.23	NO.23'	NO.23	355-17-04	150.00
31	"	111-1番地先	24-1	NO.24'	24-1	349-58-12	175.49
32	"	110-1番地先	25-1	NO.25'	25-1	351-51-50	125.67
33	"	94番地先	NO.26	NO.26'	NO.26	326-09-09	48.14
				26-1	NO.26	004-59-37	3.00
34	"	93-4番地先	NO.27	27-1	NO.27	296-29-01	3.78
				NO.27'	NO.27	342-24-33	48.39
35	"	89番地先	28-1	NO.28'	28-1	351-19-03	120.97
36	"	89番地先	29-1	NO.29'	29-1	351-19-06	120.45
				NO.29''	29-1	014-57-36	177.27
37	"	75番地先	NO.30	NO.30'	NO.30	354-47-38	183.41
38	"	65-1番地先	30-1				
39	"	57-1番地先	NO.31	NO.31'	NO.31	352-15-56	177.20
40	"	53-2番地先	NO.32	NO.32'	NO.32	346-38-42	185.50
41	"	5-1番地先	32-1				
42	"	2177-1番地先	NO.33	NO.33'	NO.33	338-52-09	211.24
43	"	2177-3番地先	33-1				
44	佐渡市羽二生	16-3番地先	33-2				
45	"	16-1番地先	NO.34	NO.34'	NO.34	325-40-02	192.97
46	"	38-28番地	NO.35	NO.35'	NO.35	330-00-03	169.24
47	"	38-29番地	NO.36	NO.36'	NO.36	345-00-03	149.99
48	"	38-29番地	36-1				
49	"	38-29番地	36-2				
50	"	38-29番地	NO.37	NO.37'	NO.37	345-00-03	165.00
51	"	38-29番地	37-1				
52	"	38-29番地	37-2				
53	"	38-33番地	37-3				
54	"	38-33番地	NO.38	NO.38'	NO.38	345-00-01	130.50
55	"	38-33番地	38-1				
56	"	202-14番地	38-2				
57	"	202-14番地	NO.39	NO.39'	NO.39	337-35-03	132.60
58	"	202-14番地	39-1				
59	"	202-24番地	NO.40	NO.41'	NO.40	000-33-17	152.76
60	"	202-26番地	NO.41	NO.41'	NO.41	330-00-03	128.47
				NO.41''	NO.41	357-02-08	131.40
61	"	358-4番地先	NO.42	NO.42'	NO.42	340-00-00	108.62
62	"	358-1番地先	NO.43				
63	"	371-1番地先	NO.44	NO.44'	NO.44	320-31-13	150.00
64	"	372-1番地先	NO.45	NO.45'	NO.45	335-05-24	150.00
65	"	373番地先	NO.46				

66	〃	373番地先	NO. 47				
67	〃	386-7番地先	NO. 48				
68	〃	387-9番地先	NO. 49				
69	〃	387-7番地先	NO. 50				
70	〃	397-1番地先	NO. 51				
71	〃	399-1番地先	NO. 52				
72	〃	404番地先	NO. 53				
73	〃	405-1番地先	NO. 54				
74	〃	414-4番地先	NO. 55				
75	〃	417-21番地先	NO. 56				
76	〃	417-2番地先	NO. 57	NO. 57'	NO. 57	299-00-04	150.00
指定延長 3,183.1m							

◎新潟県告示第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画道路（長岡市決定）
名称 3・5・69号宮本町長岡ニュータウン線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 長岡都市計画用途地域（長岡市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第702号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年12月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
種類 長岡都市計画高度地区（長岡市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和元年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 被表彰者
氏名 住所地の市区町村等
稲垣 啓太 東京都杉並区
- 2 表彰日
令和元年11月20日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
放射線モニタリングポスト 6台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和元年10月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所新潟支店
新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地
- 5 落札価格
34,650,000円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和元年9月10日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、3次元画像解析システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
3次元画像解析システム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和2年3月31日（火）
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月13日(金)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、3D内視鏡システム用ビデオスコープの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
-

3D内視鏡システム用ビデオスコープ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日(火)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月13日(金) 午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月3日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(1) 特定役務の名称

新潟臨海工業用水道汚泥運搬・処分業務委託

(2) 特定役務の仕様及び需要数量

脱水汚泥（フレキシブルコンテナバック入り）運搬・処分

※当該脱水汚泥は、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。

需要数量 約45,000トン

需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地

新潟県企業局総務課総務係

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(1) 落札者を決定した日

令和元年9月27日

(2) 入札の結果、落札数量が需要数量に達しなかったため、見積もり合わせを行ったうえで随意契約の相手方を決定した日

令和元年10月11日

4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 落札者の相手方の氏名及び住所

ア デンカ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

イ 八戸セメント株式会社

青森県八戸市大字新井田字下鷹待場7番1号

(2) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 明星セメント株式会社糸魚川工場

新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号

5 落札金額と落札数量又は随意契約に係る契約金額と契約数量

(1) 落札金額と落札数量

ア デンカ株式会社

28,050円／トン

4,000トン

イ 八戸セメント株式会社

33,550円／トン

2,500トン

(2) 随意契約に係る契約金額と契約数量

ア 明星セメント株式会社糸魚川工場

28,050円／トン

1,500トン

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372

号)(以下「特例政令」という。)第10条第10項の規定による随意契約

7 一般競争入札の公告日

令和元年8月27日

8 随意契約の相手方を決定した理由

特例政令第10条第10項の規定による。

9 落札方式

複数落札入札方式